

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易保険共通運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00058 沿革 (略) <u>平成 22 年 9 月 27 日</u> <u>一部改正</u></p> <p>第 1 条 ～ 第 10 条 (略)</p> <p>(終了認定)</p> <p>第 1 1 条 各約款に規定する回収に係る権利を行使することが困難であることについて日本貿易保険が認定する場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一 輸出契約等の相手方、貸付契約の相手方、保険事故が生じた荷為替手形の振出人及び支払人その他これに準ずるもののうち支払の責任を有する者、輸出保証の相手方、前払輸入契約の相手方、被保険投資の相手方、海外事業資金貸付の相手方若しくは保証債務に係る主たる債務者又は賠償責任を有する者（以下「契約の相手方等」という。）が破産手続開始の決定をし、清算を行っており又は失そうしていること。ただし、当該手続の結果、配当を受けられる可能性のある場合を除く。</p> <p>二 回収に係る権利の全てを対象に行われた強制執行が効を奏さなかった場合</p> <p>三 やむをえない事情により回収に係る権利の全てが消滅した場合</p> <p>四 会社再生その他これに準ずる公的手続において、契約の相手方等の財産に対する被保険者への配分割合が定まり、当該配分割合に基づく回収があった場合。ただし、引き続き回収の可能性のある場合を除く。</p> <p>五 回収業者により回収に係る権利の全てを対象として回収が試みられ（ただし、日本貿易保険の事前の承諾があったものに限る。）、今後更に回収される見込みのないことが明らかになった場合</p> <p>六 回収に係る権利の全てを第三者に適正価格で売却する方</p>	<p style="text-align: center;">貿易保険共通運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00058 沿革 (略)</p> <p>第 1 条 ～ 第 10 条 (略)</p> <p>(終了認定)</p> <p>第 1 1 条 各約款に規定する回収に係る権利を行使することが困難であることについて日本貿易保険が認定する場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一 輸出契約等の相手方、貸付契約の相手方、保険事故が生じた荷為替手形の振出人及び支払人その他これに準ずるもののうち支払の責任を有する者、輸出保証の相手方、前払輸入契約の相手方、被保険投資の相手方、海外事業資金貸付の相手方若しくは保証債務に係る主たる債務者又は賠償責任を有する者（以下「契約の相手方等」という。）が破産手続開始の決定をし、清算を行っており又は失そうしていること。ただし、当該手続の結果、配当を受けられる可能性のある場合を除く。</p> <p>二 回収に係る権利の全てを対象に行われた強制執行が効を奏さなかった場合</p> <p>三 やむをえない事情により回収に係る権利の全てが消滅した場合</p> <p>四 会社再生その他これに準ずる公的手続において、契約の相手方等の財産に対する被保険者への配分割合が定まり、当該配分割合に基づく回収があった場合。ただし、引き続き回収の可能性のある場合を除く。</p> <p>五 回収業者により回収に係る権利の全てを対象として回収が試みられ（ただし、日本貿易保険の事前の承諾があったものに限る。）、今後更に回収される見込みのないことが明らかになった場合</p> <p>六 回収に係る権利の全てを第三者に適正価格で売却する方</p>	

<p>法により回収をなした場合（ただし、日本貿易保険の事前の承諾があったものに限る。）</p> <p>七 既に支出した未回収額に係る回収費用が未回収額を上回っている場合又は既に支出した未回収額に係る回収費用と今後支出することが予想される回収費用との合計額が未回収額を明らかに上回ると認められる場合</p> <p>八 <u>貿易一般保険約款、簡易通知型包括保険約款</u>にあっては、非常事由による輸出等不能事故又は増加費用事故の場合、<u>限度額設定型貿易保険約款</u>にあっては、<u>非常事由による輸出等不能事故の場合</u>（いずれも輸出契約等の相手方等に対し損害賠償請求等の権利行使を行うことができない場合に限る。）</p> <p>九 その他今後回収に係る権利について回収可能性が見込まれない場合</p> <p>2 被保険者は、前項第5号の規定に基づき回収業者に回収を委任しようとするときは、別紙様式第1による回収業者委任承諾申請書を本店等に提出し、事前に日本貿易保険の承諾を得なければならない。</p> <p>3 被保険者は、第1項第6号の規定に基づき債権を売却しようとするときは、別紙様式第2による債権売却承諾申請書を本店等に提出し、事前に日本貿易保険の承諾を得なければならない。</p> <p>第12条 ～ 第16条 （略）</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成 22 年 10 月 1 日から実施する。</u></p>	<p>法により回収をなした場合（ただし、日本貿易保険の事前の承諾があったものに限る。）</p> <p>七 既に支出した未回収額に係る回収費用が未回収額を上回っている場合又は既に支出した未回収額に係る回収費用と今後支出することが予想される回収費用との合計額が未回収額を明らかに上回ると認められる場合</p> <p>八 貿易一般保険約款にあっては、非常事由による輸出等不能事故又は増加費用事故の場合（輸出契約等の相手方等に対し損害賠償請求等の権利行使を行うことができない場合に限る。）</p> <p>九 その他今後回収に係る権利について回収可能性が見込まれない場合</p> <p>2 被保険者は、前項第5号の規定に基づき回収業者に回収を委任しようとするときは、別紙様式第1による回収業者委任承諾申請書を本店等に提出し、事前に日本貿易保険の承諾を得なければならない。</p> <p>3 被保険者は、第1項第6号の規定に基づき債権を売却しようとするときは、別紙様式第2による債権売却承諾申請書を本店等に提出し、事前に日本貿易保険の承諾を得なければならない。</p> <p>第12条 ～ 第16条 （略）</p>	
---	---	--